

1. 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料 (令和5年3月23日施行)

(単位:円)

区分		計画の認定(建築確認の申出がない場合)	
		適合証の提出が有る場合	適合証の提出が無い場合
(ア)一戸建ての住宅の場合		4,600	33,500 (誘導基準の場合 17,100)
(イ)共同住宅等の住棟全体の場合	(a) 共用部分が 300㎡以内の場合		
	(戸)		
	1	13,800	140,500 (誘導基準の場合 124,100)
	1 以上 5 以下	18,400	174,600 (誘導基準の場合 139,100)
	5 以上 10 以下	24,900	202,100 (誘導基準の場合 153,600)
	10 以上 25 以下	35,400	240,900 (誘導基準の場合 173,900)
	25 以上 50 以下	53,200	299,300 (誘導基準の場合 208,000)
	50 以上 100 以下	87,900	382,600 (誘導基準の場合 259,900)
	100 以上 200 以下	133,900	480,400 (誘導基準の場合 324,800)
	200 以上 300 以下	166,700	596,500 (誘導基準の場合 388,500)
	300 以上	177,200	681,800 (誘導基準の場合 427,200)
	(c)共用部分が 300㎡を超え、 2,000㎡以内の場合	住戸数による金額 +17,000	住戸数による金額 +69,500
	(d)共用部分が 2,000㎡を超え、 5,000㎡以内の場合	住戸数による金額 +69,500	住戸数による金額 +167,900
	(e)共用部分が 5,000㎡を超え、 10,000㎡以内の場合	住戸数による金額 +115,500	住戸数による金額 +246,000
	(f)共用部分が 10,000㎡を超え、 25,000㎡以内の場合	住戸数による金額 +148,300	住戸数による金額 +314,900
	(f)共用部分が 25,000㎡を超える場合	住戸数による金額 +187,600	住戸数による金額 +384,500
(ウ)複合建築物又は住宅以外の用途を有する一戸建て住宅の建築物全体の場合	(件) 1	(イ) + (エ) 一戸建て住宅の場合は (ア) + (エ)	(イ) + (エ) 一戸建て住宅の場合は (ア) + (エ)
(エ)非住宅建築物の全体の場合	(㎡)		236,300
	300 以内	9,200	工場等については 107,000
	300 超		376,600
	2,000 以内	26,200	工場等については 176,500
	2,000 超		536,000
	5,000 以内	78,700	工場等については 274,900
	5,000 超		657,500
	10,000 以内	124,700	工場等については 353,000
10,000 超		774,900	
25,000 以内	157,500	工事等については 421,900	
25,000 超	196,800		884,500 工事等については 491,500

※建築確認の申出がある場合は、別表第1第130号ア「建築物に関する確認申請等手数料」、規模により構造計算適合性判定に係る建築物にあつては同号イ及びウに掲げる区分による金額に消費税相当額を加算した金額を加算する。また、建築設備の設置がある場合は、第172号「建築設備に関する確認申請手数料」を加算する。

2. 認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料

1. 一戸建て住宅、共同住宅等の住戸のみの変更認定の場合

・認定申請手数料に定める額の2分の1

2. 共同住宅、複合建築物、非住宅建築物の全体の変更認定の場合

・計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分は、増加する部分の床面積)の合計に応じ、認定申請手数料に掲げる区分による金額